

〔単位：百万円〕

2. 少子化対策、女性の活躍、暮らしと社会等 2,573,232(2,593,081)  
(うち年金特別会計 2,565,776+事項要求 (2,588,466))

少子化対策を総合的に推進するとともに、子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「子育て安心プラン」に基づく保育園等の受入児童数の拡大、新たに策定するプランに掲げる放課後児童クラブの拡充などにより、子供を生み育てやすい環境を整備する。

子供・若者育成支援施策の総合的な推進をはじめ、男女共同参画社会の形成、高齢社会対策、障害者施策、交通安全対策、子供の貧困対策等、我が国が直面する社会的課題の変化に対応し、自立と共助の精神に基づく社会の形成を図る。

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施（年金特別会計に計上）（一部社会保障の充実）  
2,565,776+事項要求 (2,588,371)

- ① 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）  
1,038,711+事項要求 (1,038,711)

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）等に基づき、幼児教育・保育の無償化、保育士の待遇改善等を実施する。

- ・子どものための教育・保育給付 903,115+事項要求 (903,115)  
施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費）  
地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）等

- ・地域子ども・子育て支援事業 135,596+事項要求 (135,596)  
市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。  
利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等

# 資料 1

## 平成 31 年度 予算概算要求の概要

抜粋



平成 30 年 8 月  
内 閣 府

〔主な車両要求〕		社会保障の充実	平成31年度化実施予定「量的規制」及び「質的向上」に必要な経費に対する確保(引当額)	上記以外の財源を含む)。
② 企画主導による多様な輸送形態等に対する広域的車両の確保	170,113(170,113)	「子育て安心バス」改善料、企画主導型の事業所内保育等の保育充実費	扶助金改廃の対応など企業の負担軽減に合意が得られ、複数企業による共同利用方式の実現などを目指す。	効率化・保育の無駄化
169,733(169,733)	企画主導型保育事業	扶助金改廃の対応などの企業の負担軽減に合意が得られ、複数企業による共同利用方式の実現などを目指す。	3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供に対する助成額、 保育園、認定こども園、認可外保育施設等の費用を無償化する。	・保育士の処遇改善
381(381)	企画主導型バスによる利用者支援事業	扶助金改廃の対応などを実現するための効率化、運営充実費	3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供に対する助成額、 保育園、認定こども園、認可外保育施設等の費用を無償化する。	・保育士の処遇改善
		また支拂う。		

〔単位：百万円〕

③ 児童手当 1,356,951 (1,379,547)

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

(参考) 子ども・子育て支援新制度における量的拡充及び質の向上（社会保障の充実）

○量的拡充

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の事業量の計画的な拡充を図る。

○質の向上

子ども・子育て支援新制度の基本理念である、質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援の実現のための質の向上に向けた取組を実施する。

〔単位：百万円〕

(2) 少子化対策の総合的な推進等

3,724 (1,549)

・地域少子化対策重点推進交付金

3,001\*(999)

\*うち優先課題推進枠: 2,101

地方自治体が行う少子化対策事業（「結婚に対する取組」及び「結婚・妊娠・出産・乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」）について、優良事例の横展開の支援に加え、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）等を一層推進する観点から、新たな事業を追加するなどの充実を図る。

また、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、地方自治体が行う結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援する。

・新たな少子化社会対策大綱の策定に向けた検討

21 (17)

新たな少子化社会対策大綱の策定に向け、有識者を構成員とする検討会を開催するとともに、前回大綱に掲げられた関連施策の進捗状況の把握、数値目標の点検・評価、施策の進捗を阻害している要因等について各種調査・分析を行う。

- (3) 子供・若者育成支援施設の総合的支援  
1,697(1,649)  
〔単位：百万円〕
- 子供・若者育成支援施設の充実の体制整備充実、子26・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく取組の推進  
208\*(198)
- 子供・若者総合相談室による強化推進事業  
40\*(新規)
- 少子化対策の国際連携の推進  
※運営基盤整備  
※優先課題推進  
子26・若者総合相談室による強化推進事業  
41(41)

「日韓少子化及び高齢化社会」の開催及び同種相手との共同研究会推進等。  
※運営基盤整備  
※優先課題推進  
少子化対策の国際連携の推進  
子26・若者総合相談室による強化推進事業  
40\*(新規)

子供・若者育成支援施設の充実化促進事業  
※運営基盤整備  
※優先課題推進  
子26・若者育成支援施設の充実化促進事業  
41(41)

「日韓少子化及び高齢化社会」の開催及び同種相手との共同研究会推進等。  
※運営基盤整備  
※優先課題推進  
少子化対策の効果の推進会議及び、指導支援者連携事業、「まちなか子育て支援」  
※実施化の促進、「実施の日」「実施の週間」※推進会員連携会員会の実施事業  
※運営基盤整備  
71(84)

・子26・子育て支援会員会による必要な会報・情報収集  
※運営基盤整備  
289\*(153)

少子化対策の文部科学省の実施会員会子25・子26・子育て支援会員会による会員会費等。  
※運営基盤整備  
188\*(41)

〔単位：百万円〕

・ ASEAN各国と共同実施する「東南アジア青年の船」事業等の実施による青年リーダーの育成  
1,448\*(1,410)

※うち優先課題推進枠:137

▶ 「世界青年の船」事業

517\*(498)

※うち優先課題推進枠:137

日本青年が世界各地から集まった青年と船上等で集中的にディスカッションや文化交流等を行うことにより、国際社会・地域社会で活躍できる次世代リーダーを育成するとともに、国境を超えた人的ネットワークを構築する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技夏季大会開催前の機会を捉え、大会機運の醸成はもとより、オリンピック・パラリンピックの「レガシー」を考える実践的な学習の機会を日本青年に提供する。

〔単位：百万円〕

(4) 共生社会の形成・男女共同参画社会の実現

2,034(1,417)

① 共生社会の形成

947(603)

・高齢社会対策総合調査の実施、エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例に関する紹介事業など、高齢社会対策の推進  
33(33)

・障害者政策委員会の開催、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に係る理解促進及び地域協議会体制整備の支援、障害者週間を通じた広報・啓発、及び障害者基本計画の推進状況等について把握するための調査研究など、障害者施策の推進  
126\*(125)

※うち優先課題推進枠:20

▶ 障害者基本計画の推進等に関する調査

20\*(新規)

※優先課題推進枠

新たな障害者基本計画（第4次）の決定を踏まえ、障害者差別の解消や障害者統計の充実など、重要性が高い分野を中心とした取組の進捗やデータの効率的な把握等のための課題や改善方策等の整理・検討のための調査研究を実施する。

・高齢運転者による交通事故防止対策を推進するための調査・普及啓発、道路交通安全に関する基本政策等に係る調査、地域の実情等を踏まえた交通安全活動の支援、交通指導員等の素質向上のための研修、先端技術の進展を踏まえた交通安全対策に係る調査など、交通安全対策の推進  
97\*(90)

※うち優先課題推進枠:15

▶ 先端技術の進展を踏まえた交通安全対策に係る調査

15\*(新規)

※優先課題推進枠

交通に関わる先端技術は、事故を未然に防いだり、負傷の程度を軽減したりすることができる一方、的確に理解・活用されないと、事故を引き起こしたり、負傷の程度を悪化させたりする可能性があるところ、実用化され普及しつつある先端技術について、交通安全運動等を通じて国民にわかりやすく伝える観点から、調査整理し、周知していく。

(单位：百万吨)

· 官公民重摺口口口口口  
· 委会繕的開羅、子供の貧困化調査研究、地方化計划子連摺体制支據事業、地城子  
· 貧困の未來支據交付金（子供の未來支據地城）、小刀一刀形成支據事業）在此、子供の貧  
· 困对策の推進  
※3 为復興建設費總額：413

· 子供の貧困撲滅のための官公民重摺口口口口口 · 国民運動の展開 124\* (124)

· 各地域における、地方公共團体民間企業、团体化による子供の貧困撲滅のための運動本部、小刀  
· 一ヶ月制交通バス取組充加運行本部などなど、確実な支據充足をためる各種支據情報等の收集・整  
· 貧困資金化開拓子連摺運行本部、国民の富の合理化努力の下に子供の貧困撲滅運動本部  
· 本推進事務。

· 子供の未来支據地城、小刀一刀形成支據事業 491\* (151)

· 多様な子連摺の貧困撲滅を期す子供たちに対する、二大政策の大支據充足運動を行ふため、子供たちが  
· 「支據」を藉りて子連摺を実現する過程を通じて、国民機関等による運動を深め、地城化子連摺の  
· 組合の支據体制充實（地城本部小刀一刀形成）子連摺自連摺の取組の立ち上げ期を支援する。

平成31年度

## 予算概算要求の主要事項

抜粋



【計数については、整理上、変動があり得る。】

### 第5 子どもを産み育てやすい環境づくり

待機児童解消に向けて「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備をはじめとした総合的な子育て支援を行うとともに、保育人材の確保・処遇改善を図ることで「希望出生率1.8」の実現を目指す。また、児童虐待防止対策・社会的養育・母子保健医療対策、子どもの貧困とひとり親家庭対策を推進することにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

#### 1 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援など 3,382億円(3,220億円)

(1) 保育の受け皿拡大・保育人材の確保等 1,170億円(1,071億円)

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育園等の整備などを推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、潜在保育士の再就職支援や保育士の更なる処遇改善等を実施する。

① 保育の受け皿拡大【一部推進枠】 8.98億円(8.89億円)

待機児童の解消に向け、保育の受け皿の整備を進めるため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等の支援について引き続き実施し、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

② 多様な保育の充実【一部新規】【一部推進枠】 9.5億円(5.8億円)

新たに医療的ケア児保育支援者を配置するとともに、保育士のたん吸引等に係る研修の受講や看護師の配置等への支援を引き続きモデル事業として実施し、保育園等における医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進する。

③ 保育人材確保のための総合的な対策【一部新規】【一部推進枠】

(一部再掲・38ページ参照) 17.8億円(12.4億円)

保育人材の確保のため、保育士・保育所支援センター等のマッチングを強化し、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを図る。

保育人材の求職活動及び保育園等の採用活動の支援や、保育園等の勤務環境の改善のため、保育園等の勤務環境の指標の見える化を図る。

長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育園等が

潜在育士会执行的工具使用方法、研修等工具使用方法辅助工具。

- ④ 放课余时间对学生的推进【一部新規】(一部推進枠) (一部再掲・78 A-B参照)
- (1) 教育、保育、地域の子育て、子育て支援の充実 (一部社会保障の充実)
- 地域の子育て、子育て支援の量的拡充及び質的向上を図る。  
子育て支援の充実 (家庭教育、小規模保育、事業所内保育、教育園型保育施設、家庭教育、認定こど園、幼稚園、保育園(二段子育て支援))
- (2) 子育て、子育て支援制度の実現及び効果化・保育の標準化への対応  
※一部内閣府による「要求
- ① 教育、保育、地域の子育て、子育て支援の充実 (一部社会保障の充実)
- 地域の子育て、子育て支援の量的拡充及び質的向上を図る。  
子育て支援の充実 (家庭教育、小規模保育、事業所内保育、教育園型保育施設、家庭教育、認定こど園、幼稚園、保育園(二段子育て支援))

- ② 地域子育て、子育て支援事業  
市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。  
・ 利用者支援事業、医療介護事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援事業、一時預かり事業、保育保育事業、子育て援助活動支援事業 (77ミリ・サホー・カバーラー事業)
- ③ 放課後児童力づくり拠点 (一部社会保障の充実)  
新たな拠点をつくることで、2023年度末までに延べ約30万人分の新たな拠点をつくる。  
※「子育て世代包括支援拠点づくり」(運営費) (C-LT法、利用者支援事業 (内閣府))
- ④ 児童手当  
「子育て安心力づくり」(C-LT法、企画主導型の事業所内保育の保育充て支給する。  
現代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行ふ。

- ⑤ 効果教育・保育の標準化への対応【一部新規】(一部再掲・78 A-B参照)
- 潜在育士会執行の工具使用方法、研修等工具使用方法辅助工具。
- ⑥ 放課後児童対策の推進【一部新規】(一部推進枠) (一部再掲・78 A-B参照)
- (1) 子育て支援事業の充実・生活支援など総合的な支援体制の強化【一部新規】  
「子育て支援事業の充実・生活支援など総合的な支援体制の強化」(12月21日子育ての貧困対策会議決定)(C-LT法、児童手当の支給を行う。  
「子育て支援事業の充実・生活支援など総合的な支援体制の強化」(12月21日子育ての貧困対策会議決定)(C-LT法、児童手当の支給を行う。)
- (2) 不妊治療への助成【一部推進枠】  
不妊治療費用の助成 (1, 867億円)
- (3) 母子保健医療対策の推進  
母子保健医療対策の充実 (241億円)
- 「新LH経済政策」(以下、「新LH」)等(C-LT法)、3歳未満の子育ての子育て支援(5歳未満の子育ての子育て支援)及び2歳未満の住民税非課税世帯の子育ての子育ての幼稚園、保育園、認定こど園、  
認可外保育施設などの費用を無償化する。  
認可外保育施設における費用の算定の基準、向上涨圧行為の、認可外保育施設の運営  
の配慮化、必要な知識、技能の獲得及び質的の確保の取扱いの実施等、認可外保育施  
事、留意する内容を考慮して改訂する。  
認可外保育施設における費用を無償化する。  
認可外保育施設の費用を無償化する。  
子育ての子育て支援の充実化の実現を目標へ、母子保健医療対策の充実化の実現を  
図る妊娠期から子育て期にかけての切札化を目指す。  
妊娠期から子育て期にかけての切札化を目指す【一部新規】(一部推進枠)
- (4) 放課後児童対策の推進  
母子保健医療対策の充実 (241億円)
- 「新LH経済政策」(以下、「新LH」)等(C-LT法)、3歳未満の子育ての子育て支援(5歳未満の子育ての子育て支援)及び2歳未満の住民税非課税世帯の子育ての子育ての幼稚園、保育園、認定こど園、  
認可外保育施設などの費用を無償化する。  
認可外保育施設における費用の算定の基準、向上涨圧行為の、認可外保育施設の運営  
の配慮化、必要な知識、技能の獲得及び質的の確保の取扱いの実施等、認可外保育施  
事、留意する内容を考慮して改訂する。  
認可外保育施設における費用を無償化する。  
認可外保育施設の費用を無償化する。  
子育ての子育て支援の充実化の実現を目標へ、母子保健医療対策の充実化の実現を  
図る妊娠期から子育て期にかけての切札化を目指す。  
妊娠期から子育て期にかけての切札化を目指す【一部新規】(一部推進枠)
- (5) 効果教育・保育の標準化への対応【一部新規】(一部再掲・78 A-B参照)
- 潜在育士会执行の工具使用方法、研修等工具使用方法辅助工具。
- (6) 放課後児童対策の推進【一部新規】(一部推進枠) (一部再掲・78 A-B参照)
- 「新LH経済政策」(以下、「新LH」)等(C-LT法)、3歳未満の子育ての子育て支援(5歳未満の子育ての子育て支援)及び2歳未満の住民税非課税世帯の子育ての子育ての幼稚園、保育園、認定こど園、  
認可外保育施設などの費用を無償化する。  
認可外保育施設における費用の算定の基準、向上涨圧行為の、認可外保育施設の運営  
の配慮化、必要な知識、技能の獲得及び質的の確保の取扱いの実施等、認可外保育施  
事、留意する内容を考慮して改訂する。  
認可外保育施設における費用を無償化する。  
認可外保育施設の費用を無償化する。  
子育ての子育て支援の充実化の実現を目標へ、母子保健医療対策の充実化の実現を  
図る妊娠期から子育て期にかけての切札化を目指す。  
妊娠期から子育て期にかけての切札化を目指す【一部新規】(一部推進枠)
- (7) 子育ての子育ての教育・保育給付  
※一部内閣府による「要求
- ① 教育・保育、地域の子育て、子育て支援の充実 (一部社会保障の充実)
- 地域の子育て、子育て支援の量的拡充及び質的向上を図る。  
子育て支援の充実 (家庭教育、小規模保育、事業所内保育、教育園型保育施設、認定こど園、幼稚園、保育園(二段子育て支援))
- ② 子育ての子育ての教育・保育給付  
※一部内閣府による「要求
- ③ 放課後児童力づくり拠点 (一部社会保障の充実)  
新たな拠点をつくることで、2023年度末までに延べ約30万人分の新たな拠点をつくる。  
※「子育て世代包括支援拠点づくり」(運営費) (C-LT法、利用者支援事業 (内閣府))
- ④ 児童手当  
「子育て安心力づくり」(C-LT法、企画主導型の事業所内保育の保育充て支給する。  
現代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行ふ。
- (8) 放課後児童対策の推進【一部新規】(一部推進枠) (一部再掲・78 A-B参照)
- 「新LH経済政策」(以下、「新LH」)等(C-LT法)、3歳未満の子育ての子育て支援(5歳未満の子育ての子育て支援)及び2歳未満の住民税非課税世帯の子育ての子育ての幼稚園、保育園、認定こど園、  
認可外保育施設などの費用を無償化する。  
認可外保育施設における費用の算定の基準、向上涨圧行為の、認可外保育施設の運営  
の配慮化、必要な知識、技能の獲得及び質的の確保の取扱いの実施等、認可外保育施  
事、留意する内容を考慮して改訂する。  
認可外保育施設における費用を無償化する。  
認可外保育施設の費用を無償化する。  
子育ての子育て支援の充実化の実現を目標へ、母子保健医療対策の充実化の実現を  
図る妊娠期から子育て期にかけての切札化を目指す。  
妊娠期から子育て期にかけての切札化を目指す【一部新規】(一部推進枠)

援など、ひとり親家庭等の支援策を着実に実施する。

ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、地域の民間団体を活用した同行支援や継続的な見守り支援等を実施する。

② 自立を促進するための経済的支援 1,736億円(1,743億円)

児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回を見直し、年6回の隔月支給を2019年11月支払い分から実施する。

母子父子寡婦福祉資金貸付金について、就学支度資金のうち職業能力開発大学校などの修業施設に就学する際の貸付限度額の引き上げや修業資金の償還期間の見直し等を図る。

③ 子どもの学習・生活支援事業の推進(後掲・85ページ参照)

(5) 配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進

230億円の内数(182億円の内数)

配偶者からの暴力(DV)被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

【一部新規】【一部推進枠】 1,655億円(1,548億円)

(1) 児童虐待防止対策の推進

① 児童相談所の体制強化等

児童虐待防止対策の更なる推進に向けて、中核市・特別区における児童相談所の設置の促進や体制強化を図るための支援等を行う。また、一時保護児童の受入体制の充実を図る。

② 市町村の体制強化等

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置の促進や体制強化を図るとともに、レスパイトケア等の在宅における養育支援の充実を図るほか、関係機関間において、要保護児童等に関する情報を共有するシステムの構築を推進する。

(2) 家庭養育優先原則に基づく取組の推進(一部社会保障の充実)

家庭養育優先原則に基づき、

・ 里親のリクルート・研修・支援等を一貫して担う包括的な里親養育支援体制の

構築に向けて、里親リクルーターの配置等の支援体制の拡充や、職員の人材育成を図ることにより、家庭養育優先原則に基づく取組を推進する。

・ 養親希望者への支援等にモデル的に取組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援を拡充するとともに、養親希望者の負担軽減を図る。

※ 児童虐待防止対策・社会的養育の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。(後掲)

(3) 虐待を受けた子どもなどへの支援の充実(一部社会保障の充実)

社会的養護自立支援事業等の充実を図ることにより、子どもの自立に向けた取組を着実に進める。

児童養護施設等の職員の人材育成を推進するほか、補助職員の配置による業務負担の軽減等により人材確保を図る。

3 仕事と家庭の両立支援の推進【一部推進枠】(再掲・40ページ参照)

277億円(281億円)

